

大阪市西淀川区国民健康保険料の徴収及び滞納整理等にかかる事務職員 (会計年度任用職員 リーダーとしての役割を担う者) 募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）における次の業務に従事

- ・ 区役所窓口における保険料等の徴収及び還付、口座振替や各種減免受付等業務
- ・ 納付書や通知書等の各種帳票作成、データ入力等業務
- ・ 書類等送付事務に関する業務
- ・ 電話による問い合わせへの対応
- ・ 保険料徴収及び滞納整理等の業務遂行にかかる連絡調整
- ・ 他の会計年度任用職員への助言等
- ・ その他保険料等徴収及び滞納整理等に関する事務

3 応募資格

次の各項目のすべてを満たす者がこの試験を受けることができます。

- (1) 国民健康保険料あるいは、各種徴収金の収納業務（債権回収業務）や自治体窓口における相談業務の従事経験を有する方（概ね2年以上）、もしくは同等の経験を有する者
- (2) O A機器での帳票の作成やデータ入力を迅速かつ的確に行う能力を有するとともに、パソコン（ワード・エクセル等）の基本的な操作ができる者
- (3) 地方公務員法第16条（欠格条項）各号に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。

4 任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※ 業務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時15分～午後5時30分のうち7時間30分（休憩45分）

週4日（週30時間）

※金曜日の延長開庁（午後5時30分～午後7時）の対応及び日曜開庁（毎月第4日曜日午前9時～午後5時30分）の対応等により、指定された勤務時間及び休日を変更する場合があります。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）、そのほか本市が指定する日

(3) 勤務場所

大阪市西淀川区役所 窓口サービス課（保険年金）

(4) 報酬等

報酬額（月額） 176,436円～222,372円

※報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた期末勤勉手当が支給されます。

※上記報酬等は、令和7年12月時点のものです。給与改定等により変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：8日（本市で継続勤務がある場合は別途規定あり） 付与期間：11月1日（任用日）～3月31日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児時間休暇 ・育児参加休暇 ・ <u>子の看護等休暇※</u> ・ <u>短期介護休暇※</u> ・ <u>出生サポート休暇※</u> ・ドナー休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 （※）別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休業等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合（短期組合員））、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記（論文）試験

指定する課題について、小論文形式で試験を行いますので、黒色の鉛筆又はボールペンを当日持参してください。

(2) 面接試験

主として人物について面接により行います。

※ 筆記（論文）試験終了後に続けて行います。

7 選考日時及び場所

(1) 日 時

令和8年10月16日（金曜日）午前9時30分集合

※ 当日は、午前9時20分から受付を開始します。

※ 集合時刻より15分以上遅刻した場合、受験をお断りいたします。ただし、交通機関の遅延等、受験者の責めに帰することができない場合は除きます。

(2) 場 所

大阪市西淀川区役所 4階 401 会議室

8 申込方法

提出書類各1通を「国民健康保険会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に入れ、送付又は持参してください。

(1) 提出書類

次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。

① 西淀川区国民健康保険料の徴収及び滞納整理等にかかる事務職員（会計年度任用職員リーダーとしての役割を担う者）採用申込書（所定様式）・・・1通

※ 過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※ 記入項目（職歴等）において、記入欄が不足する場合は、別紙等に記載し添付してください。

② 申し立て書（所定様式）・・・1通

※ 採用申込書及び申し立て書は、下記の提出先及び採用申込書等配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市西淀川区役所ホームページから取得してください。

③ 「受験結果」送付用の定型封筒（長形3号）・・・1通

※ 必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手の貼付がない場合は、受験結果の送付をしません。

(2) 受付期間

① 持参する場合

令和8年10月14日（水曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の開庁時間内に受付します。

② 送付する場合

令和8年10月14日（水曜日）まで（当日必着）

※ 書留以外の方法により送付されての事故については責任を負いません。また、郵送

料金不足の場合は受け付けません。

(3) 提出先及び採用申込書等配布場所

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

大阪市西淀川区役所 窓口サービス課（保険年金）【1階 12番窓口】

※ 提出書類等に不備がある場合は返送することがあります。これにより生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 受験案内

受験案内は送付しませんので、所定の選考日時、選考会場に直接お越しください。

10 結果の発表

(1) 合否については、令和8年10月下旬に受験者本人あてに文書で通知します。

なお、受験者全員に通知しますので、お電話等でのお問い合わせには応じません。

(2) 筆記（論文）試験及び面接試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。

(3) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は不合格となります。

(4) 合格者は、成績順に採用者名簿に登録され、採用候補者名簿の順位に従って採用予定者を決定します。

(5) 採用候補者名簿に登録された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とします。なお、採用候補者名簿の登載期間は令和9年3月31日までです。

(6) 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和8年11月1日以降になる場合や、採用されない場合があります。

(7) 合格後、受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

11 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報（職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

12 問合せ先

大阪市西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）

西淀川区役所1階12番窓口

電話 (06)6478-9946

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと